資料7

農林水産省では、地方農政局等において、JAS法に基づく監視・取締り(調査、指示・公表)を行い、食品表示の適正化を推進しています。

農林水産省では、全国の地方農政局等に 専任の職員(食品表示Gメン:24年度で約 1,400人)を配置し、小売店舗などに対し、 常時、監視・取締り(調査、指示・公表)を実 施。

次のような仕組みも設けています。

・食品表示110番 国民からの食品表示に関する問合わせや情報 提供を受付けるホットラインを関係機関に設置。 各都道府県も同様に窓口を設置。

(注:都道府県においても、都道府県域業者に対する 監視・取締りを実施。)

# 調 査(消費者庁・農林水産省) 指示 是正の指示 公 業者名の公表 等 (消費者庁・農林水産省) 指示に従わなければ 命 指示に従うよう命令・ 公表 (消費者庁のみ) 命令に従わなければ

個人:1年以下の懲役又は

法人:1億円以下の罰金

100万円以下の罰金

罰

品質表示基準違反の場合のJAS法上の流れ

個人:2年以下の懲役又は

法人:1億円以下の罰金

200万円以下の罰金

# 食品表示Gメンの活動について

- 〇食品表示110番、巡回調査の結果に基づき、JAS法違反に当たるか否かの調査を実施。
- ODNA分析などの事前調査から、各流通段階における立入検査、それらの資料の分析調査を行い、偽装を解明。

# 消 食品表示110番 ·費者 農林水産省、地方農政局、農林 水産消費安全技術センター等 疑義情報 内部告発者 ※疑義情報には、事業者の内 部告発者からの告発を含む。 その内容は、原産地の偽装、賞 味期限の改ざんなど様々である。 一般調査(日常的な巡回)など 約40,000業者に対して実施

### 農林水産省

### 分析調查

### 事前調査として

- ・疑義商品の、表示状況・流通状況等を分析
- ・独立行政法人農林水産消費安全技術センターを利用してDNA分析などの科学的手段も組み合わせる。

また、立入検査の分析データなど

・様々なデータを分析し、物の流れを検証していく(社会的検証)。

### 立入検査等の実施

- ・ 疑義商品の各流通段階を調査する場合も多い。
- ・多数の都道府県にまたがる場合も多い。
- ・伝票などあらゆる関連書類を検査。

### 連携



都道府県、警察、保健所 等

·指示·公表 等



食品製造業者•生産者

# 食品表示監視協議会の連携促進について

## 食品表示連絡会議(国レベル)

地方段階での「食品表示監視協議会」設置等の対応が円滑に実施されるよう設置。

消費者庁

警察庁

農林水産省

(オブザーバー) 厚生労働省

円滑な実施のためのサポート等

### 食品表示監視協議会(地方レベル)

景品表示 法担当 部局

食品衛生 法担当 部局 JAS法 担当

部局

米トレサ法 担当部局 消費生活 センター 等

県警 本部 地域センター 地方厚生局 (オブザーバー) 公正取引委員会地方事 務所 (オブザーバー) 等

国の出先機関

関係する都道府県の機関

不適正な食品表示に対する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとる。